

# 告示

## 埼玉県告示第千四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口駅東口第三工区市街地再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目百五番地十五外十五筆

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二六二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二六二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和三年七月二十一日

#### ニ 届出年月日

令和二年十一月二十日

### 二 縦覧期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和二年十二月十一日から令和三年四月十一日まで

#### ロ 意見書提出先

